



整理番号

徴 収 猶 予 申 請 書 特

県税事務所長 様

地方税法附則第59条第1項の規定により、留意事項等を確認の上、以下のとおり徴収の猶予を申請します。

1 申請者名等 (以下の項目について、ご記入をお願いします。)

申請者	住所所在地	電話番号 ()	携帯電話 ()	申請年月日	令和 年 月 日		
	氏名	印			※職員記入欄 通信日付印		
納付又は納入すべき税	年度	税目	納期限	税額	本税以外(延滞金等)	期、登録番号等	猶予を希望する期間
			..	円			納期限の翌日から . . まで 月間
			..				納期限の翌日から . . まで 月間
			..				納期限の翌日から . . まで 月間
			..				納期限の翌日から . . まで 月間
			..				納期限の翌日から . . まで 月間
合計			①	②			
新型コロナウイルス感染症等の影響			<input type="checkbox"/> イベント等の自粛で収入が減少 <input type="checkbox"/> 外出自粛要請で収入が減少 <input type="checkbox"/> その他の理由で収入が減少				

2 猶予額の計算 (書き方が分からない場合は、職員が聞き取りをしながら記載します。)

(注) 会計ソフト等で作成した試算表などで代用いただいても構いません。

(1) 収入の減少の状況等

令和2年2月以降、前年同月と比べて収入の減少率が大きい月の収支状況を記載してください。

項目	令和 年 (当年)			前年同月			収入減少率 1 - (③ ÷ ⑥) 1 - (④ ÷ ⑦) 1 - (⑤ ÷ ⑧) のうち最大のものを記載 %
	月	月	月	月	月	月	
収入							
	小計						
支出							支出平均額 (⑨ + ⑩ + ⑪) ÷ 記入月数 ⑫ 円
	小計						

(注) 売上などを「収入」に、仕入、販売管理費/一般管理費、借入金返済などを「支出」に記載ください。なお、減価償却費など、実際に支払を伴わない費用などは「支出」に該当しません。また、申請者が法人の場合は、生活費は「支出」に該当しません。

※職員記入欄 事業収入の減少等の事実があることを証する書類(売上帳、給与明細、預金通帳等) 聴取

税理士署名押印	印	電話番号	
		<input type="checkbox"/>	税理士法第30条の書面提出有

(2) 当面の運転資金等の状況等

当面の運転資金等 (⑫ × 6(6か月分))	円	+	今後6か月に予定されている 臨時支出等の額	円		
				=	当面の支出 見込額(⑬)	円

(3) 現金・預貯金残高

※職員記入欄 一時納付・納入が困難であることを証する書類(預金通帳、現金出納帳等) 聴取

	金額		金額	現金・預貯金の 合計(⑭)	円
現金	円	預貯金	円		

(4) 納付可能金額

⑭ (現金・預貯金残高) - ⑬ (当面の支出見込額) = 納付可能金額(⑮) 円
(マイナスの場合は0)

(5) 猶予を受けようとする金額

(①+②)納付・納入すべき税		-	(⑮)納付可能金額	=	猶予額
円			円		円

《「収入の減少」とは…》

令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業をされている方の収入が前年同期間に比べておおむね20%以上減少した場合、「収入の減少」があるものとして猶予の対象となります。

フリーランスの方などの報酬、派遣労働者の方などの給与についても、同じように減少していれば、「収入の減少」があるものとして猶予の対象となります。

なお、新型コロナウイルスの発生とは関係なく減少した収入(臨時収入の減少など)については、この「収入の減少」の計算には含まれません。

《「納付可能金額」とは…》

当面(向こう6か月分)の事業資金・生活費等を超える現金・預貯金をお持ちの場合、その超えた金額については、「納付可能金額」として納期限までに納付していただく必要があります。

- ・ **申請頂いた内容の審査に当たり、職員が電話等で内容確認を行うことがあるため、ご協力をお願いします。**

- ・ 本件の猶予申請の許可又は不許可の結果については、通知書でお知らせします。

※当該「特例制度」では、猶予期間終了後において、猶予された税金の納税が必要となりますのでご注意ください。

※猶予期間終了後、未納となっている場合は「督促状」が送付されます。

※事実と異なる申請が判明した場合は、猶予を取り消す場合があります。

・ 佐賀県税事務所：0952-30-3162、3164 (管轄区域：佐賀市、鳥栖市、多久市、小城市、神埼市、神埼郡、三養基郡)

・ 唐津県税事務所：0955-73-1551、1552 (管轄区域：唐津市、東松浦郡)

・ 武雄県税事務所：0954-23-3103 (管轄区域：武雄市、伊万里市、鹿島市、嬉野市、西松浦郡、杵島郡、藤津郡)

お預かりした個人情報、適正な事務処理のためにのみ使い、ご本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。
詳しくは、佐賀県プライバシーポリシーをご参照ください。(<https://www.pref.saga.lg.jp/web/privacy/privacypolicy.html>)